

「児童発達支援」重要事項説明書

重要事項説明書は、当センターがサービス利用契約の締結を希望される方に対して、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

- ※ 当センターは、利用児に対して児童福祉法に基づく児童発達支援を提供します。
- ※ サービスの利用は、原則として障害児通所給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業所

名称	美濃加茂市児童発達支援センターカナリヤの家
所在地	岐阜県美濃加茂市本郷町2丁目8番25号
電話番号	0574-25-1260
FAX	0574-25-1269
代表者氏名	美濃加茂市長 藤井浩人
設立年月日	昭和52年4月1日

2. 事業の概要

事業の種類	児童発達支援
事業の目的	発達に気になる乳幼児へ適正な支援を提供し、健やかな発達を促す。
管理者氏名	(職名) 所長 杉山 裕子 (専任・兼任)
事業所の運営方針について	・日常生活における身辺自立、集団生活への適応、運動、ことば、人との関係などの育ちに向け、個々に応じた発達支援を行う。 ・地域の関係機関と連携し、総合的なサービスの提供を行う。
開設年月日	平成25年4月1日

3. 事業実施地域

美濃加茂市内全域。ただし、市長が必要と認めた場合はその限りではない。

4. サービス提供時間と利用定員

休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日((2)に定める日を除く。) (4) 所長が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。
サービス提供時間帯	月～金 ① 8時45分～10時00分 利用定員 8人 ② 10時15分～12時00分 利用定員 8人 ③ 13時15分～14時30分 利用定員 7人 ④ 14時45分～16時00分 利用定員 7人

5. 職員の体制

<各サービスの提供時間帯の職員体制> ※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

	平日 8時30分～17時15分
指導員配置	7名

<事業所の職員体制>

職種	職員配置	職務の内容
1. 所長	1名(専任)	事業所の管理・運営
2. 児童発達支援管理責任者	2名(専任1名、兼任1名)	児童発達支援計画の作成 関係機関との連絡調整 療育活動への適切な支援
3. 児童指導員	2名(1名兼任)	利用児へのサービスの提供 個々のニーズに応じた適切な発達療育支援
4. 保育士	3名(兼任1名)	通所支援計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行う。
5. 機能訓練担当職員	2名	日常生活を営むのに必要な訓練を行う。
6. 事務員	1名	事業所の管理・運営に関する事務 児童福祉法に基づく事務処理
7. 調理員	1名	利用児の食事支援の給食調理。

6. 事業所の施設設備の概要

事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

指導訓練室	指導室 9室 161.6㎡
運動機能訓練室等	運動機能訓練室 1室 遊戯室 1室 119.13㎡ 129.69㎡
給食室	1室 50㎡
日常生活支援室	浴室・脱衣室 1室 17.50㎡
医務室	医務室 1室 12.5㎡
相談室	相談室 1室 21.62㎡
会議室	会議室 1室 24.80㎡

7. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「児童発達支援計画」とサービス内容

当事業所では、「児童発達支援計画」に基づいて、児童発達支援を提供します。「児童発達支援計画」は、市町村が決定した障害児通所給付費の「支給量」(「受給者証」に記載してあります。)と利用児のニーズや心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用児に対するサービス実施日などを記載しています。「児童発達支援計画」は、保護者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、保護者の申し出により見直すことができます。

<サービスの区分及びサービス内容>

児童発達支援	個々のニーズに応じ、個別またはグループによる療育を行い、発達を支援します。
① 生活等自立への支援	あそび、排泄・食事などを通して身辺の自立を図ります。
② コミュニケーション・スキルへの支援	ことばの発達やコミュニケーション能力の向上に必要な支援をします。
③ 運動発達への支援	個々に応じた粗大運動、巧緻運動、運動感覚の向上への支援を行います。
④ 集団適応への支援	情緒の安定を図り、集団適応や社会性の発達を支援します。
⑤ 家族支援	家庭訪問を行い、お子さんへの関わり方や家庭でできる遊び、家庭での過ごし方等に関する相談に応じます。また、学習会開催により、お子さんの発達についての理解を促します。
⑥ 食事の提供及び食事支援(ただし、食事の提供に要する費用は別途いただきます。)	食事の提供及び食事全般に関する支援をします。
⑦ 関係機関との連携	保健、保育、医療、教育、福祉等、関係機関との連携を図り、利用児の発達を支援します。

(3)(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1 3. 身体拘束等の禁止

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

1 4. 契約支給量の変更

受給者証に記載された契約支給量について、諸事情によっては、確保することが困難な場合があります。その場合、その都度職員より、説明させていただきます。

1 5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等の相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用児に関する情報開示の請求は以下のように事業所で受け付けます。

○相談及び苦情受付窓口 伊東 真弓

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15

<苦情解決責任者 杉山 裕子>

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。保護者は、当事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	住所・電話番号・FAX
山本 秀子	住所 美濃加茂市太田町441番地 電話番号 0574-26-2682
富田 勝也	住所 本郷町7-6-109 電話番号 0574-26-4546 受付時間 8：30～17：15 (月曜日～金曜日)

<その他苦情受付機関>

岐阜県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館6F 電話番号 058-278-5136 FAX 058-278-5137 受付時間 9：00～17：00 (月曜日～金曜日)
--------------------------	---

1 6. 第三者評価の実施状況

第三者による評価	①. あり	実施日	令和7年11月18日
		評価機関名称	第三者委員
	結果の開示	①. あり 2. なし	
	2. なし		

1 7. サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

児童発達支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
美濃加茂市児童発達支援センターカナリヤの家

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、児童発達支援の提供開始に同意しました。

保護者住所 美濃加茂市

氏名

(2) 利用者負担額 (契約書第6条参照)

上記サービスの利用に対しては、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間の利用者負担はありません。但し、0歳から3歳になった後の3月31日までの間は、食費を除き、通常9割が障害児通所給付費の給付対象となります。事業所が障害児通所給付費を代理受理する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業所にお支払いいただくこととなりますが、市規定により美濃加茂市が負担します。

(3) サービス利用にかかる実費負担額 (契約書第7条参照)

サービス提供に要する下記の費用は、障害児通所給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

① 食事代 (利用児に提供する食事の材料及び調理等にかかる費用です。)

1食あたり360円

②その他、必要経費 (その都度その内容の説明をいたします。)

(4) 利用の変更

利用予定日の前月末までであれば、児童発達支援計画で定めたサービスの利用日を変更することができます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用児の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合、サービス提供は行いません。

(2) 受給者証の確認

「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、できるだけ速やかに職員にお知らせください。また、職員より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(3) その他

親子活動及び一部の行事はサービス内容に含まれません。

9. 児童発達支援提供記録の確認について

(1) 児童発達支援提供記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、提供日及び提供したサービス内容などを記録し、保護者にその内容をご確認いただけます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出下さい。なお、児童発達支援提供記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用児へのサービスに関する記録及び個人情報の管理、開示について

当事業所では、美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例及び関係法令に基づいて、利用児へのサービス内容に関する記録及び個人情報を適切に管理します。保護者の求めに応じて記録及び個人情報を開示する場合には個人情報保護条例施行規則に基づきます。

また、利用児の療育のために保健、医療、教育、福祉等に関する個人情報を関係機関との連携において交換することに同意していただきます。

1 0. 緊急時の対応及び損害賠償保険加入について

・サービス利用中に、傷害等緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等医療機関に連絡します。

・サービス利用中に、災害や事故が発生した場合は、安全に避難すると共に応急処置を行います。

・嘱託医 中部国際医療センター 小児科 後藤 滉平 医師

・当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 富士火災海上保険株式会社

代理店 東海北陸本部 美濃加茂支店

保険名 傷害総合保険

補償の概要 療育中の事故によるケガなど

1 1. 災害対策

消防法施行規則第3条に規定される消防計画を作成し、定期的に避難訓練等必要な訓練を実施します。

1 2. 虐待防止のための措置

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかること

(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。